

登園自粛要請の解除等について

(令和2年5月15日現在)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月13日から保育所等の登園自粛を要請したところ、多くの保護者の皆様にご協力いただき、あらためて感謝申し上げます。このたび、国の緊急事態宣言が解除され、金沢市立小中学校において、5月20日から登校日が実施されることを受け、次のとおり、登園自粛の要請を解除することとします。

1. 登園自粛要請の解除について

5月20日(水)から保育所等の登園自粛要請を解除し、通常保育を行います。

なお、緊急事態宣言の解除後も基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることから、引き続き仕事を休んで家にいることが可能なご家庭につきましては、登園を控えるなどご協力をお願いいたします。

2. 保育料について

保育施設や保護者の準備、市立小中学校の分散登校等を踏まえ、5月31日(日)までの間、引き続き登園自粛をした児童については、欠席日数に応じて保育料等を減額します。

※ 保護者の皆様には、以下のことについて、引き続きご理解・ご協力を
よろしくお願いいたします。

【保護者の皆様へのお願い】

- 保育所等への登園の際の健康管理について
 - ・保育所等の登園にあたっては、登園前にご家庭で子どもの体温を計測し、発熱等の症状がある場合は、登園はしないで、家庭で様子を見てください。
 - ・熱が下がってから少なくとも24時間以上経過し、症状が改善するまでは、登園せず家庭で様子を見てください。
 - ・登園してからも、引き続き子どもの健康状態にご留意ください。
- 園児やご家族ともに不要不急の外出は控えてください。
- 園児やご家族について、「感染が確認された」あるいは「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。